

医療 DX 推進および電子的診療情報 連携体制整備に関するお知らせ

当院(医科・歯科併設)は、厚生労働省が定める「電子的診療情報連携体制整備加算」および「電子的歯科診療情報連携体制整備加算」の施設基準に適合する医療機関です。

当院では医師等が診察室等において、オンライン資格確認等システムを活用し、患者さまの**受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報**を取得し、**医科および歯科の診療において適切に活用しています。**

また、マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)を促進する等、**医療 DX を通じて、医科・歯科が連携した質の高い医療の提供に取り組んでいます。**

なお、当院では療養担当規則に基づき、算定した診療報酬の区分・項目・点数または金額を記載した**診療報酬明細書**を、**医科および歯科のいずれにおいても、無料で**交付しております。